

別記

秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準

秋田県小学生バレーボール連盟（以下県小連）が、加盟する団体または団体の登録構成員に対する代表的な違反行為についての標準的な処分内容は、「日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準」に準じ、次のとおりとする。

処分は、形式的・機械的に適用するのではなく、「日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準」の〈各種事案に対して考慮すべき要素〉を参考とし、個別の事案に応じた考慮すべき内容を的確に把握し、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮したうえで、次の表1から表10に掲げる処分内容を基準として決定する。

なお、日本小学生バレーボール連盟が、その「コンプライアンス規程」で定める「処分の種類、内容」（コンプライアンス規程第7条）と県小連が、その「倫理規定」で定める「処分に係る用語の定義」（倫理規定第6条）において、同様の用語であっても、その意味に相違があるので注意すること。

表1 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者に傷害を負わせなかった。	・活動停止6か月～12か月
被害者に全治1か月未満の傷害を負わせた。	・活動停止12か月～活動停止無期限
体罰・暴力等により、被害者に全治1か月以上の傷害を負わせた。	・活動停止24か月～活動停止無期限
体罰・暴力等により ①死亡するに至らしめた。 ②重大な後遺障害が残る障害を負わせた。 ③刑事処分をされた。	・永久追放 ・チームの登録取消し (チームによる隠蔽及び責任がある場合)

表2 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
単発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった。	・口頭による嚴重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった。	・文書による嚴重注意 ・反省文の提出
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた。 ※加重要素：退部などバレーボール活動の中止に至らせた。	・活動停止6か月～活動停止無期限

暴言等を繰り返し、 ①死亡するに至らしめた。 ②被害者及びその周囲の者の心身に重大な障害を与えた。 ③刑事処分をされた。	・永久追放 ・チームの登録取消し (チームによる隠蔽及びチームに責任がある場合)
【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させなかったり等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為	

表3 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす行為やわいせつな言辭(言葉・言葉遣い)、性的な内容電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動(以下「性的言動」という)

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった。	・活動停止12か月
わいせつ行為及び性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	・活動停止12か月～活動停止無期限
わいせつ行為及び性的言動を繰り返し、 ①死亡するに至らしめた。 ②被害者及びその周囲の者の心身に重大な障害を与えた。 ③刑事処分をされた。 ※加重要素：被害者及びその周囲の者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部などバレーボール活動を中止に至らせた。	・永久追放 ・チームの登録取消し (チームによる隠蔽及び責任がある場合)

表4 指導対象者、関係者等に対して体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な不適切な指導(いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓等)やスポーツ活動

違反行為の程度・結果	処分内容
単発的、衝動的、突発的、恣意的に行われた不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった。	・口頭による嚴重注意
不適切な指導を繰り返したが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった。	・文書による嚴重注意 ・反省文の提出
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた。 ※加重要素：被害者及び周囲の者に心身に傷害を負わせ、退部などバレーボール活動の中止に至らせた。	・活動停止6か月～活動停止無期限
不適切な指導の繰り返し ①死亡するに至らしめた。 ②被害者及びその周囲の者の心身に重大な障害を与えた。 ③刑事処分をされた。	・永久追放 ・チームの登録取消し (チームによる隠蔽及び責任がある場合)

表5 所属チームにおける横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経 理処理

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理を行っていることを知っていながら適切な機関・チーム体・人物に報告しなかった。	・文書による嚴重注意
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った。 ②他の目的に流用した。 ③刑事処分をされた。	・永久追放

表6 県小連への背信行為

違反行為の内容	処分内容
県小連の定めた規程や決定した方針に従わない。 上記行為の繰り返し	・文書による嚴重注意 ・活動停止3か月～活動停止無期限 ・永久追放
県小連関係者として著しく品位または名誉を傷つける、その他、スポーツマン精神に反する行為 上記行為の繰り返し	・文書による嚴重注意 ・活動停止3か月～活動停止無期限 ・永久追放

表7 JVA-MRSおよび県小連への加盟登録における不正行為

違反行為の内容	処分内容
加盟登録手続き時、故意に二重登録や虚偽登録した。 JVA-MRSのIDおよびパスワードを当該登録構成員またはその保護者に知らせない。	・活動停止6か月～12か月
移籍の申し出に対して ①故意に手続きを行わない。 ②故意に手続きを遅延	・活動停止6か月～12か月

表8 選手の引抜き行為

違反行為の内容	処分内容
引抜きの事実が確認された。 上記行為の繰り返しの事実が確認された。	・文書による嚴重注意 ・活動停止3か月～活動停止無期限 ・チームの登録取消し

表9 永久追放された者との活動行為

違反行為の内容	処分内容
永久追放された者から指導を受けたり、共にバレーボールに係る活動を行った。 上記行為の繰り返しの事実が確認された。	・活動停止1か月～6か月

表10 感染症対策違反

違反行為の内容	処分内容
<p>競技会等への参加時、チーム関係者が感染性の疾病に罹患の事実、または罹患したおそれがあることを知り得ていながらその事実を競技会等の主催者に申告をしない。 上記行為の繰り返し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書による厳重注意 ・活動停止1か月～活動停止無期限、永久追放